

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ロゴスホールディングス	コード	205A
提出日	2024/8/9	異動(予定)日	2024/8/29
独立役員届出書の提出理由	2024年8月29日開催予定の定時株主総会において 社外役員の選任議案を付議するため		
<input type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)		

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l
1	甚野 章吾	社外取締役	○													○	有
2	曾我部 康	社外取締役	○													○	有
3	中 真人	社外取締役								○							
4	佐藤 真紀世	社外取締役	○													○	新任 有
5	竹川 博之	社外監査役	○													○	有
6	清水 智	社外監査役	○													○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		公認会計士及び税理士の資格を有しており、専門の見地から、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得られると判断から選任しております。また、証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 甚野氏は重要な兼職先として北斗税理士法人及び札幌監査法人の代表社員に就任していますが、当該法人と当社との間に取引関係はありません。
2		曾我部氏は略歴のとおり、エネルギーに関する事業をグローバルに展開する企業経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、企業経営に精通していることから当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できると判断し、選任しております。また、証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	主要株主であるエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合を運営するエンデバー・ユナイテッド株式会社の執行役員であります。	ファンド事業を通じて、企業経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、企業経営に精通していることから当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できると判断し、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は、形式的には独立役員の選任要件には該当するものの、当社主要株主であるエンデバー・ユナイテッド2号投資事業有限責任組合を運営するエンデバー・ユナイテッド株式会社の執行役員であることを踏まえ、実質的に独立性要件は満たしていないと判断し、独立役員には選任していません。
4		弁護士資格を有しており、企業法務に関する高い見識を有しており、取締役の意思決定の健全性・透明性の向上及びコーポレート・ガバナンスの強化を期待できると判断し、選任しております。また、証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 佐藤氏は重要な兼職先として弁護士法人パークフロント法律事務所の代表弁護士に就任していますが、当該法人と当社との間に取引関係はありません。
5		公認会計士及び税理士の資格を有しており、その専門知識と経験を活かした適正な監査を受けるとともに、より独立した立場からの監査を確保するための社外監査役として選任しております。また、証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 竹川氏は重要な兼職先として税理士法人竹川会計事務所の代表社員に就任していますが、当該法人と当社との間に取引関係はありません。
6		弁護士の資格を有しており、その専門知識と経験を活かした適正な監査を受けるとともに、より独立した立場からの監査を確保するための社外監査役として選任しております。また、証券取引所の定める独立役員の要件を充足しており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。 清水氏は重要な兼職先として弁護士法人清水法律事務所の代表弁護士に就任していますが、当該法人と当社との間に取引関係はありません。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。